

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 趣旨及び概要

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第53号。以下「改正法」という。）により、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センター（以下「適格都道府県センター」という。）が暴力団事務所の付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差止めを請求することができることとする制度が創設される。これに伴い、適格都道府県センターに対する報告徴収等の規定（第32条の11第1項）及びその拒否等の罪（第52条）を設けることとされているところ。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条の3第7項又は当該規定に係る罰則規定を引用している省令は、いずれも、暴対法違反の罪のうち、暴力団に関係する犯罪とはいえない都道府県暴力運動推進センターの役員等の守秘義務違反の罪を除く趣旨のものであることから、新たに設ける上記についても同様の趣旨から除く必要があり、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）において、第32条の3第7項を引用しているところであるため、改正法にて新たに設けられる第32条の11第1項についても同様の趣旨から除くこととする。

(平成25年1月30日施行)